



明治監獄法成立史の研究—欧州監獄制度の導入と条約改正をめぐって—

姫嶋, 瑞穂

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2010-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4991

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004991>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名	姫嶋 瑞穂
博士の専攻分野の名称	博士（法学）
学 位 記 番 号	博い第 4991 号
学位授与の 要 件	学位規則第 5 条第 1 項該当
学位授与の 日 付	平成 22 年 3 月 25 日

【 学位論文題目 】

明治監獄法成立史の研究—欧州監獄制度の導入と条約改正をめぐって—

審 査 委 員

主 査	教 授	藤原 明久
	教 授	瀧澤 栄治
	教 授	渋谷 謙次郎

学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名	ひめじま みずほ 姫嶋 瑞穂
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	明治監獄法成立史の研究 — 欧州監獄制度の導入と条約改正をめぐって —
審 査 委 員	主査 教 授 藤原 明久 教 授 瀧澤 栄治 教 授 渋谷 謙次郎

明治国家は、近代的国家体制の確立を志向し、その過程で欧米列国との不平等条約改正と直接関係する諸立法において、西欧監獄法の導入を重要課題とした。本論文は、明治維新以降の西欧監獄法導入から明治41（1908）年「監獄法」制定にいたるまでの歴史の変遷を考察する。明治41年「監獄法」は、現行刑法（明治40年）に合わせて制定され、平成17（2005）年「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」による抜本的改正まで、百年近く適用されてきた。本論文は、第1章「序論」、第2－第9章本論、第10章「結論」から成る。以下、章順に題目を掲げ、その内容を要約して記す。

第1章「序論」。まず、著者は問題意識を提示する。明治国家が西欧監獄法を導入して近代日本の監獄法を模索しながら整備し、明治41年「監獄法」を制定した。明治国家の獄政の基本精神・指針、その法政策の妥当性を探究することは、獄政のあるべき姿、その後の行刑への影響を考察するうえで重要な意義があるとする。ついで、考察する主要な論点を本論章順に取り上げている。明治41年「監獄法」制定にいたる過程を4つの時期に分類し、各時期の特徴に対応して、本論各章が配置されている。第1期「監獄制度出発の時期」（明治14年「改正監獄則」制定まで）に第2－第5章が、第2期「監獄運営混迷の時期」（明治14年「改正監獄則」制定から明治22年「監獄則」制定まで）に第6章が、第3期「ドイツ監獄学導入による獄務整備の時期」（明治22年「監獄則」制定から明治32年条約改正前まで）に第7・第8章が、第4期「条約改正後における監獄行政刷新の時期」（明治32年条約改正実施から明治41年「監獄法」制定まで）に第9章が当てられ叙述がすめられる。

第2章「行刑理念の近代化への歩みと西洋監獄制度導入の布石」。幕末期に囚人改善を目指す西洋監獄思想が流入する。その理論的展開は、明治政府の海外監獄調査、改善主義的行刑思想の具体化に影響を及ぼした。明治政府は、最初の刑法典である「新律綱領」（明治3年）の刑罰体系において、旧幕期人足寄場・徒刑の理念を発展させ、多くの排除刑を廃止したが、統一性を欠き非人道的処遇が行われた。明治5年「懲役法」は、懲役を刑の主体とし、監獄制度の整備が活発となった。

第3章「明治5年「監獄則」の制定と西欧法の影響」。明治2年イギリス人殺害日本人収監者死亡事件、同5年日本監獄収監イギリス人死亡事件は、日本獄制の不備を露呈し、明治政府に獄制改革が条約改正の重要課題であることを痛感させた。欧米列国を代表するイギリスは、明治政府に獄制改革のためにイギリス植民地香港・シンガポール監獄の視察を勧告した。明治政府は、これを入れて司法省の小原重哉（おばらしげちか）を当地に派

遣し、その視察報告に基づいて明治5年「監獄則」を制定した。「監獄則」は、イギリス監獄法制を参酌して独居拘禁を導入したが、くわえてフランスのバリ・マサス(Mazas)監獄のパノプティコン(panopticon)式十字型獄舎をも採用した。フランス監獄法の知識は、司法省御雇フランス人法律家ジョルジュ・ブスケ (Georges Bousquet)の建言による。明治5年「監獄則」は、囚人改善を主体とする近代的処遇を実現するために、西洋監獄建築を移植し、受刑者の処遇分類・教化を展開しようとした。しかし、大蔵省は、監獄建設の財政的負担を批判し、「監獄則」は、翌年施行停止となった。その背景には大蔵省と司法省との根深い政争があった。

第4章「ベリーによる監獄改良論の展開と明治5年「監獄則」批判」。アメリカ人宣教師・医師ベリー (John Berry) の神戸・大阪「獄舎報告書」(明治9年、外務卿寺島宗則・内務卿大久保利通宛)は、囚人の人間性を重視する明治5年「監獄則」の理念と隔絶した劣悪な監獄環境を暴露した。ベリー報告書は、第1回国際監獄会議(ロンドン、1872年)における議論を視野に入れて、囚人保護思想を喚起し、明治政府・各府県に監獄改良を促した。

第5章「実務的監獄官吏による監獄主義論の展開と明治14年「改正監獄則」の制定」。明治13年公布旧刑法・治罪法に対応して、「監獄則」の改正が行われた。「監獄則」の運用が監獄の現状に合わなくなり、行刑運営の改善策が求められた。内務省の一等警視補小野田 元照(おのだもとひろ)は、明治12年から大警視川路利良に随行して西欧諸国の監獄を実地調査した。小野田は、囚人隔離による監獄管理である監獄主義論を提言した。これを取り入れた明治14年「改正監獄則」は、監獄における強制的規律確保に重点をおいたが、一方で監獄の非人道的処遇の改善を図っている。

第6章「明治14年「改正監獄則」下における監獄行政の展開と明治22年「監獄則」の制定」。明治14年「改正監獄則」は、行刑目的・処遇方針を明示しなかったために、地方監獄の裁量が広く、その運用が徹底しなかった。内務省と地方監獄との間で監獄運営・処遇理念について協議する必要に迫られ、明治17年「監獄事務諮詢会」が開催された。内務省は、人道主義的改善主義に基づく感化主義を主張したが、地方監獄は地方監獄費を負担するかぎり、これを理想とした。行刑思潮は、懲戒主義と感化主義との間を揺れ動いた。「改正監獄則」が改正され、明治22年制定された「監獄則」は、懲戒主義に立つことを明文で規定しなかったが、懲戒主義に依拠して監獄機能の中心を規律秩序維持による管理と受刑者の社会隔離においた。

第7章「ドイツ監獄学の導入とクルト・フォン・ゼーバッハによる獄制指導」。明治政府は、ドイツ法を模範とする「大日本帝国憲法」(明治22年発布)のもとでの監獄法運用を意識し、ドイツ法に倣った日本獄制改革を計画した。明治22年、内務省は、ドイツ監獄吏ゼーバッハ (Kurt von Seebach)を招聘し、ドイツ監獄法の講義、日本監獄の視察

を担当させた。講義は、小河滋次郎が口訳し「独逸監獄法講義」と題して出版された(明治24年)。ゼーバッハは、行刑の公正性・厳格性を求め、個別的処遇を強調し、日本における分房制と階級制の調和的運用を建築した。これらは、明治26年「獄務概則」に盛り込んでいる。

第8章「外国人処遇対策と明治22年「監獄則」の改正」。明治27年日英改正条約調印によって領事裁判権の撤廃が実現し、引き続いて同様の改正条約が欧米列国と調印され、同32年実施される運びとなった。改正条約実施を控え、外国人への日本法律適用、日本裁判権行使、そして外国人の日本監獄収監が現実的問題となった。イギリスは、明治31年、日本監獄を視察し、欧米人に対する特別処遇、日本監獄費国庫支弁を要求した。小河滋次郎は、明治28年、パリ国際監獄会議に出席し、そのさい欧州諸国監獄の調査を行った。明治32年、「監獄則」の改正により、外国人拘禁・処遇が緩和された。

第9章「監獄行政の再編と明治41年「監獄法」の制定」。明治33年府県監獄費国庫支弁に関する法律が施行され、国家の責任によって獄制を整備・改善する条件が整った。同年内務省監獄局が司法省に移管され、監獄事務は司法省に一元化された。新刑法の編纂と連動して明治41年「監獄法」が成立した。監獄を懲役監・禁錮監・拘留場・拘置監の4種とし、代用監獄を設置した。雑居制の弊害を避け、受刑者の改善を達成するために、個別的処遇を重視したが、施設・財政状況から独居制と雑居制を併用する折衷主義を採用している。

第10章「結論」。本論を総括するとともに、今後の研究課題の論点が、明治41年「監獄法」の施行過程で試みられた諸改正を考察することにあるとしている。

本論文は、明治5年「監獄則」から同41年「監獄法」にいたる明治監獄法成立史を4つの時期に分け、その歴史的特徴を詳細に解明している。本論文がそこで力を注いだ問題は、日本が模範としたイギリス・フランス・ドイツ監獄法の比較法的考察と、条約改正（領事裁判権撤廃）交渉・達成にいたる国際情勢のもとでの日本監獄法の展開とである。本論文が文献・資料を博搜して、従来の研究史を周到に検討し、重要な多くの新知見を提示したことは特筆される。そのうち、主要な事項を5つ取り上げる。

（1）明治5年「監獄則」への西欧法の導入。

先行研究では、司法省の小原重哉がイギリス植民地香港・シンガポールの監獄調査に基づき、イギリス監獄法制を取り入れ、明治政府最初の「監獄則」が明治5年に制定されたとする。本論文は、司法省御雇フランス人法律家ジョルジュ・ブスケの提言により、「監獄則」にフランス法が参酌されていることを新に指摘した。パリ・マサス監獄のパノプティコン式十字型獄舎の採用がその代表的例である。明治政府が「監獄則」の制定を急いだ国際状況に、明治5年の日本監獄収監イギリス人死亡事件が重大な契機となったことも、日本関係イギリス外務省文書（British Foreign Office.F.O.46）により掘り起こした。F.O.46は、駐日イギリス代表の本国宛通信文を綴った、イギリスの日本認識を知り得る膨大な記録である（マイクロフィルム版、神戸大学附属図書館蔵）。考察の視点をイギリス外務省文書にまで拡げたことは、本論文の優れた特色である。

（2）アメリカ人宣教師・医師ベリー「獄舎報告書」（明治9年）の分析・検討。

ベリー報告書が明治5年「監獄則」の理念と監獄の実態が如何に隔絶しているか、1872年ロンドン国際監獄会議を視野に入れて日本監獄改良を要請したことを詳細に考察した。

（3）明治14年「改正監獄則」の制定と運用。

「改正監獄則」に監獄実務家である小野田元熙の欧州調査により懲戒主義が採用されたことを明らかにした。また「改正監獄則」の内容については先行研究があるが、同「改正監獄則」施行下において、獄政の目的・監獄法制の構想が地方監獄によってどのように理解されていたかを、明治17年「監獄事務諮詢会」の審議を通じて具体的に解明した。「監獄事務諮詢会」の議論が、明治22年「監獄則」に受け継がれ、懲戒主義の立場から監獄の規律秩序維持が強調されたとする新たな見解を提示した。

（4）日本・ドイツ監獄法制の比較法的考察。

明治22年、内務省は、ドイツ監獄吏ゼーバッハを招き、ドイツ監獄法に倣った日本監

獄法改革を企図した。ゼーバッハは、ドイツ監獄法に基づいて、個別的処遇の具体化、分房制と階級制の調和的運用の必要を建議した。本論文は、ドイツ監獄法に関して、ゼーバッハの講義、邦語文献のみならず、ドイツ語文献をも努めて参照し、ドイツ監獄法が日本にどのように導入されたかを比較法的に考察した。このような比較法的考察は、従来の日本近代法史研究では極めて手薄であったが、これを追求したのは、本論文の傑出した成果である。

（5）条約改正（領事裁判権撤廃）達成と日本監獄法改革。

明治27年、日英改正条約調印により、領事裁判権が撤廃され、これを皮切りに他の欧米列国と同様の改正条約が調印され、同32年、改正条約が実施されることとなった。欧米人への日本法律適用、日本裁判権行使、欧米人の日本監獄収監が避けられない現実的問題となった。当時国際的に強大な国力をもっていたイギリスは、日本監獄を視察し、日本人と区別する欧米人の特別処遇、日本監獄費国庫支弁を要求した。本論文は、改正条約実施に伴うイギリスの日本監獄法に対する改革要求、それに対する明治政府の対応を実証的に解明している。イギリスの動向をつぶさに知るには、本論文が明治5年日本監獄収監イギリス人死亡事件の典拠に挙げていた日本関係イギリス外務省文書（F.O.46）の一層の活用が望まれるところである。

上記の5つの重要な知見からも、将来、本論文が明治監獄法成立史に関する必読文献の一つに数えられ、学界に貢献することになるであろう。

もっとも本論文に難点がないわけではない。生硬・難解な表現、冗長な説明が見受けられる。しかしながら、このことによって本論文が持つ卓越した価値が損なわれるものではない。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である 姫嶋 瑞穂氏が博士（法学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成22年 3月 7日

審査委員 主査 教授 藤原 明久

教授 瀧澤 栄治

教授 渋谷 謙次郎